平成２３年（フ）第１６１号
北海道河東郡音更町字下士幌北３線東49番地８　グリーンハウス102
債務者　阿部　正彦
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
北海道河東郡音更町字下士幌北３線東49番地８　グリーンハウス102
債務者　阿部たか子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
北海道帯広市東十二条南５丁目15番地12　ハイツ兼山Ｂ号室
債務者　若松　輝代
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
北海道帯広市東１条南15丁目11番地　フラワーハイツ２Ｆ10号
債務者　荻田　忠史
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５４０５号
東京都大田区東雪谷２丁目28―11―201
破産者　鈴木　秀幸
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４２９号
東京都渋谷区上原１丁目22―１―601
破産者　片野　吉平
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３０号
東京都渋谷区上原１丁目22―１―601
破産者　片野登司江
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３３号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1780―５―103
破産者　増田　伸一
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６０５号
千葉県山武郡大網白里町細草1423―11
破産者　町野　公俊
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１号
さいたま市浦和区領家七丁目17番10号浦和領家コーポ106
破産者　有限会社ハウスケア南建設
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
東京都中央区東日本橋２丁目27番７号
破産者　エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
さいたま市浦和区駒場１丁目27番３号
破産者　スペースイチヨン企画有限会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
千葉県松戸市上矢切1688番地の１　グリーンハイツ103号
破産者　赤川　博美
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３５号
東京都台東区東上野１丁目24番４号
破産者　共立通信株式会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３６号
千葉県柏市逆井３丁目20番43号
破産者　富田　　登
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９７０号
東京都港区麻布台３丁目１番２号
破産者　ハワイゴルフ管理株式会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２００号
埼玉県草加市住吉１丁目７―２―２Ｃ
破産者　上村壽美子
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４６５号
大阪市北区天神西町１番６号
破産者　リアライズ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２９号
大阪市中央区谷町２丁目８番１号大手前Ｍ２ビル
破産者　有限会社エム・ディー・ビー
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７４号
大阪府豊中市中桜塚３丁目５―30
破産者　松尾フード株式会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２号
札幌市北区北32条西４丁目３番22号
破産者　菱和興産株式会社
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部